

山口県報

平成23年
12月9日
(金曜日)

目次

規則	山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)	一
告示	山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)	一
告示	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	二
告示	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
告示	生活保護法の規定に基づく介護施設の指定(厚政課)	二
告示	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	二
告示	保安林の指定(美祿市)(森林整備課)	三
告示	道路の区域の変更(道路整備課)	四
告示	道路の供用の開始(道路整備課)	四
告示	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	四
告示	山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)	五
告示	選管告示	五
告示	政治団体の名称等	五
告示	政治団体の異動事項	五
告示	解散等に係る政治団体の名称等	六

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十三年十二月九日

山口県規則第四十五号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号イ中「勾配」を「勾配」に改め、同号リ中「防護柵」を「防護柵」に改め、同号ネ中「灯籠」を「灯籠」に改め、同号ラ(イ)中「禽舎」を「きん舎」に改め、同条第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十六号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「とうろつ」を「灯籠」に改め、同条第四号中「炭がま」を「炭窯」に改め、同条第九号中「防護柵」を「防護柵」に改め、同条第十号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第十一号の三中「給餌台」を「給餌台」に改め、同条第十八号の十三中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第二十七号の十六中「けい留して」を「係留して」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十二月九日

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
近間泌尿器科クリニク		周南市河東町八番五号	平成二三、九、三〇
しみず歯科医院		下松市美里町三丁目九番六号	" " " "
のほら薬局		宇部市野原一丁目五番一号	" " " "
会営国分寺薬局		防府市東松崎町四番二二号	" " " 四
そごう薬局光店		光市島田二丁目二番二号	" " " 三〇

山口県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月九日

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
近間泌尿器科クリニク		周南市河東町八番五号	平成二三、一〇、一
しみず歯科医院		下松市美里町三丁目九番六号	" " " "
のほら薬局		宇部市野原一丁目五番一号	" " " "
会営国分寺薬局		防府市東松崎町四番二二号	" 九、 一五
そごう薬局光店		光市島田二丁目二番二号	" 一〇、 一

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 所在地	指定年月日
有限会社小串機 械製作所 宇部市大字東須 恵三八九四の一 〇	訪問看護ステーション白鳥	宇部市南小羽山 町一丁目八番一 六号 平成二三、一〇、一

山口県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月九日

施術者の 氏名	名 施	所 術	指 定 年 月 日
岩谷 宏一	げんき堂鍼灸整骨院	周南市周陽二丁目一番一号	平成二三、九、三〇

山口県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月九日

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
山陽メデイカ ルケア株式会 社	山口市小郡下 郷一二五六の 九	ライフケアス テーション	山口市黒川八 一の二	訪問介 護	平成二三、一〇、一
セイコー株式 会社	福岡市博多区 堅粕四丁目一 番一号	のほら薬局	宇部市野原一 丁目五番一号	居宅療 養管理 指導	" " "
三和企業株式 会社	宇部市大字妻 崎開作八七二 の一	早稲田イー ルフ宇部	南四丁目五番 二六号	通所介 護	" 一一、 "

山口県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月九日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
山陽メデイカケア株式会社	山口市小郡下郷一二五六の九	ライフケアデイスーパービス	山口市黒川八の二	介護予防訪問	平成二三、一〇、
医療法人仁徳	周南市御幸通二丁目八	tecuso	周南市梅園町一丁目三八	介護	九、

山口県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月九日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
山陽メデイカケア株式会社	山口市小郡下郷一二五六の九	ライフケアデイスーパービス	山口市黒川八の二	介護予防訪問	平成二三、一〇、
セイコー株式会社	福岡市博多区堅粕四丁目一番一号	のはら薬局	宇部市野原一丁目五番一号	介護予防居宅療養管理指導	九、
三和企業株式会社	宇部市大字妻崎開作八七二の一	早稲田イーラ	宇部市西宇部南四丁目五番二六号	介護予防通所	九、
山陽メデイカケア株式会社	山口市小郡下郷一二五六の九	ライフケアデイスーパービス	山口市黒川八の二	介護	九、
医療法人仁徳	周南市御幸通二丁目八	tecuso	周南市梅園町一丁目三八	介護	九、

山口県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
 - 美祢市秋芳町青景字金山三三七の五、三三七の七、三三七の一五、三三七の七一、三三七の七二、字清水ケ奥三三七の五三、三三七の五四、三三七の九〇、三三七の九一、秋芳町嘉万字小迫三五六、字的場四〇四の一
- 二 指定の目的
 - 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

- 一 保安林の所在場所
 - 美祢市秋芳町青景字清水口二八二の一、二八三の一、二八六の一、二八九の一、八六一の一、八六二の一、字鬼山三三三の一から三三三の三まで、三三三の六、三三三の七、三三四、字材木原九〇八の一
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十三年十二月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 三二六号
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市東深川字幸介一九三二の一地 先から 同市東深川字土井ノ内二六六一の一地 先まで	最狭 二五・〇四	最狭 二五・〇四	(メートル)	三三六・六	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
 路線名 依山長門古市停車場線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市依山字瀬戸六二八〇地先から 同市依山 同字六二六二の一地先ま で	最狭 二五・五〇	最狭 二〇・七〇	(メートル)	一九五・五	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三一六号	長門市東深川字幸介一九三二の一地先から 同市東深川字土井ノ内二六六一の一地先まで	平成二十三年十一月十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 依山長門古市停車場線	長門市依山字瀬戸六二八〇地先から 同市依山 同字六二六二の一地先まで	平成二十三年十一月十日



(三七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告（二二二）に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 椿東ショッピングパーク
 所在地 萩市大字椿東二八八〇の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(三七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月二十九日山口県公告(二三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウエスタまるき湯田店
所在地 山口市幸町五九一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七七) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十三年十二月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十三年十二月九日

山口県知事 二井 関成

区分 氏名 職名
労働者委員 網戸 茂 マツタ労働組合副執行委員長



山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年十二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(届出)年月日
秋枝ひでとし後援会	松井 邦男	徳増 壽生	美奈市美東町長田1/26		平成23/1/11
明日のいわくに	横島 紘	森重 典夫	岩国市平田5丁目5/番/3号		" " 21
かさもとサポーターズ	笠本 俊也	古松 範和	長門市東深川860		" " 16
住民投票を力に豊かさをめざす会(若国分会)	松田 一志	佐々木春行	岩国市川西2丁目4番/4号		" " 28
南野信部後援会	松本 政治	山崎 信彰	長門市仙崎/833		" " 1

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年十二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(届出)年月日
		新	旧	
自由民主党山口県遺族連盟支部	会計責任者	秋山 文男	西村 隆之	平成23/1/18
磯部登志恵の会	代表者	大町 和昭	森山 浩子	" " 2
高木法生後援会	会計責任者	高木恵美子	岡村 幸輔	" " 29
中尾友昭後援会	"	原 久幸	藤上 博之	" " 21
山口県遺族政治連盟本部	"	秋山 文男	西村 隆之	" " 18

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年十二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
杉山しんじ後援会	今野 敏明	光永 文雄	山口市富田原町3番25号	平成23、6
南野京右後援会	松本 政治	山崎 信彰	長門市仙崎7833	〃 10、15

平成二十三年十二月九日印刷
平成二十三年十二月九日発行

発行人所

山口県知事